

岩手県東日本大震災津波復興計画

復興基本計画 (抜粋)

～いのちを守り 海と大地と共に生きる

ふるさと岩手・三陸の創造～

平成 23 年 8 月

岩 手 県



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画<概要版>

～いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造～

東日本を直撃したマグニチュード9.0の大地震とそれに伴う巨大津波によって、多くの尊い命と財産が奪われました。「人命が失われるような津波被害は今回で終わりにする」という決意のもと、災害の苦しみ、悲しみを乗り越え、「安全に、暮らし、働くことができる地域社会」を取り戻すため、科学的、技術的な知見に立脚し、沿岸地域をはじめとした岩手県全体が、東日本大震災津波を乗り越えて力強く復興するための地域の未来の設計図としての計画を策定しました。

この概要は、復興に向けての目指す姿や原則、まちづくりのグランドデザイン、具体的な取組など、県として策定した復興基本計画の内容を分かりやすくお知らせするものです。

被害状況

平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震（表1）により、本県では多くの尊い命と財産が奪われました（表2）。

表1 地震及び津波の概要

| 項目 | 東北地方太平洋沖地震 | 宮城県沖を震源とする地震 (最大余震) |
|---------|--|-----------------------------------|
| 発生日時 | 平成23年3月11日(金) 14時46分頃 | 平成23年4月7日(木) 23時32分頃 |
| 震央地名 | 三陸沖 | 宮城県沖 |
| 震源の深さ | 24km | 66km |
| 規模 | モーメントマグニチュード 9.0 | マグニチュード 7.1 (暫定値) |
| 本県の最大震度 | 震度6弱： 大船渡市、釜石市、滝沢村、矢巾町、花巻市、一関市、奥州市、藤沢町 | 震度6弱： 大船渡市、釜石市、矢巾町、一関市、平泉町、奥州市 |
| 津波の高さ | 宮古 8.5m以上 (3月11日15時26分) 釜石 4.2m以上 (3月11日15時21分) 大船渡 8.0m以上 (3月11日15時18分) 久慈港 8.6m (推定) | - |

出典：気象庁発表資料等をもとに、岩手県災害対策本部及び岩手県復興局まとめ（平成23年7月25日現在）。

表2 被害の状況

※平成23年7月25日現在

| 被害の種類 | 被害の状況 | 備考 |
|----------|---|-------------------------------------|
| 人的被害 | 死者数 | 4,611人 |
| | 行方不明者数 | 2,081人 |
| | 負傷者 | 186人 |
| 家屋被害 | 全・半壊 | 24,534棟 |
| | 一部損壊 | 5,010棟 |
| 産業被害 | 農業被害 | 589億円 |
| | 林業被害 | 250億円 |
| | 水産業・漁港被害 | 3,587億円 |
| | 工業（製造業）被害 | 890億円 |
| | 商業（小売・卸売業）被害 | 445億円 |
| | 観光業（宿泊施設）被害 | 326億円 |
| 公共土木施設被害 | 河川・海岸・道路等施設被害 1,723億円 都市・公園施設被害 405億円 港湾関係施設被害 445億円 | 津波による流出・浸水被害の推定額であり、地震による被害は含めていない。 |

出典：岩手県災害対策本部調べ

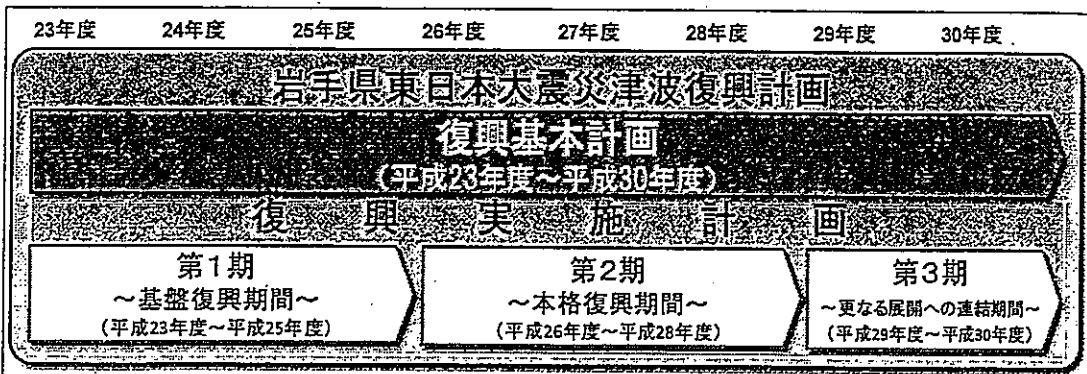
計画期間・構成

計画の対象：岩手県全域

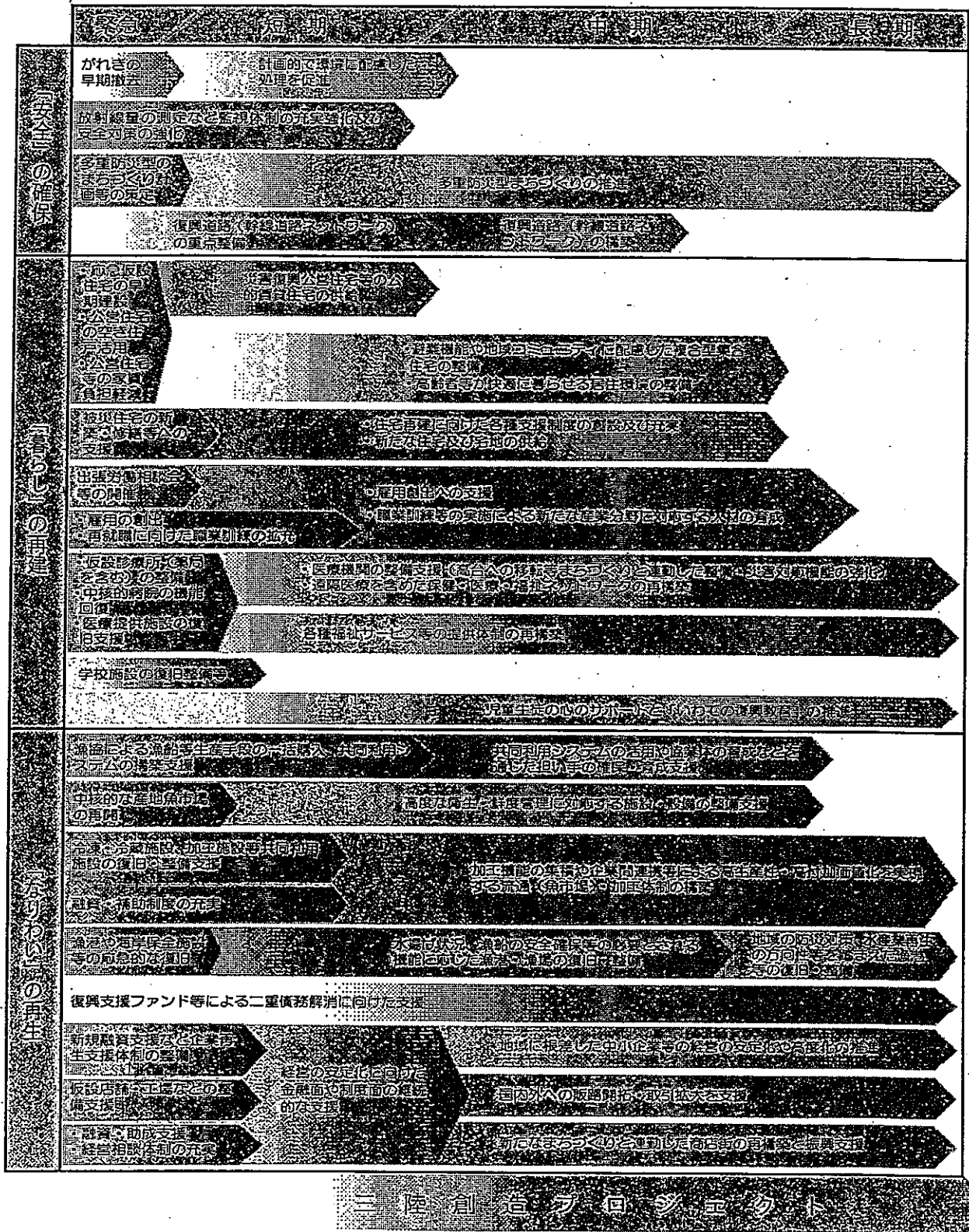
計画の期間：平成23年度から平成30年度までの8年間の計画

計画の構成：復興基本計画及び復興実施計画により構成

| | |
|--------|--|
| 復興基本計画 | 復興に向けての「目指す姿」や原則、具体的取組等を明らかにするもの |
| 復興実施計画 | 復興のために行う施策、事業及びその工程表等を明らかにするものであり、その施策等の進め方から3つの期間に区分。 |



復興への歩み



三位創道プロジェクト

「復興基本計画」の詳しい内容は、岩手県のホームページに掲載していますので、ご覧下さい。
 また、計画に関するご意見・お問合せは、下記までお寄せ下さい。

問い合わせ先：岩手県復興局企画課

平成23年8月発行

〒1020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

TEL: 019-629-6945 FAX: 019-629-6944

Eメール: A10002@pref.wate.jp

復興支援ネット <http://www.pref.wate.jp/1hp0212/tukkounet/>

序 章

1. 策定の趣旨

この計画は、科学的、技術的な知見に立脚し、被災市町村等の復興を長期的に支援するという考え方にに基づき、沿岸地域をはじめとした岩手県全体が、東日本大震災津波を乗り越えて力強く復興するための地域の未来の設計図として、復興に向けての目指す姿や原則、まちづくりのランドデザイン、具体的取組の内容、復興への歩み等を明らかにするものである。

なお、本県では、「いっしょに育む『希望郷いわて』」の実現に向けて、平成21年12月に「いわて県民計画」を策定し、「仕事」、「暮らし」、「学び・こころ」の分野ごとに、県民一人ひとりの「実現していきたい岩手の未来」を描き、その実現に向けた様々な施策を県民の総力を結集しながら展開してきたところである。今回の大震災津波を踏まえ、「いわて県民計画」に基づく施策の推進を基本としつつも、復興に関する事項については、本計画に基づき推進するものである。

2. 計画の役割

この計画は、大震災津波からの復興に当たって、次の役割を担う。

- (1) 被災者に寄り添い、一人ひとりの安全を確保し、その暮らしの再建となりわいの再生を支援する計画である。
- (2) 被災市町村が策定する復興計画等の指針となり、その自主的な復興を支援する計画である。
- (3) 復興に当たって、県民、関係団体、企業、NPO、高等教育機関など、地域社会を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針となる計画であるとともに、県としての施策の方向や具体的な取組内容を示す計画である。
- (4) 岩手県としての復興の方向性と取組を明らかにし、国に対して、必要な復興事業の推進や支援を提案・要望する計画である。
- (5) 国民や国際社会の積極的な支援と参画を通じた「開かれた復興」を促す計画である。

3. 計画の構成

この計画は、復興に向けての目指す姿や原則、まちづくりのグランドデザイン、具体的取組の内容等を示した「復興基本計画」と、施策や事業、工程表等を示した「復興実施計画」により構成する。

復興に向けては、被害の広域性、複合性、多様性、規模の大きさから、緊急的、短期的、中・長期的な取組を重層的に進めていくことが必要であることから、取組の当初から一体的な戦略に基づき復興を目指す。

4. 計画の期間

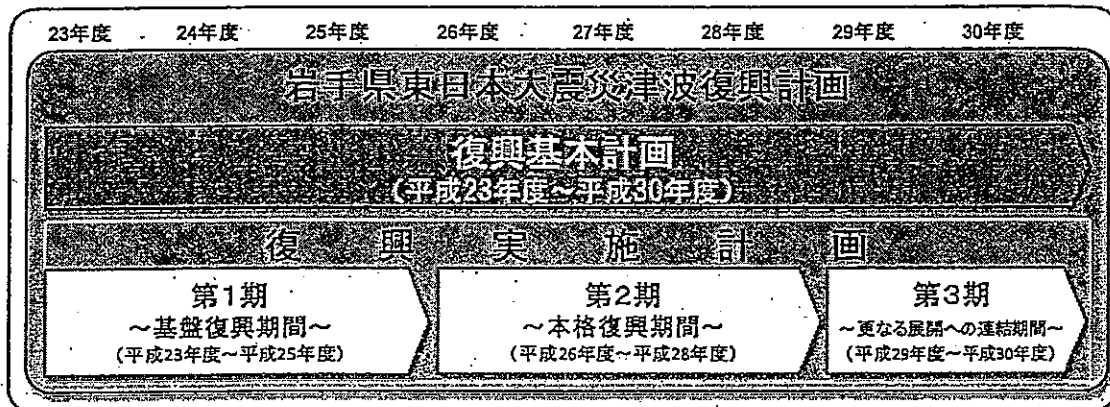
この計画は、本県における迅速な復興の推進を図るとともに、平成31年度に策定が予定される県の次期総合計画を見据え、平成23年度から平成30年度までの8年間を全体計画期間とする。

「復興実施計画」については、第1期（平成23年度から25年度までの3年間）、第2期（平成26年度から28年度までの3年間）、更なる展開に向けた連結期間となる第3期（平成29年度から30年度までの2年間）に区分し、取組を推進する。

このうち、第1期復興実施計画の期間を基盤復興期間と位置付け、特に集中的な復興の取組を行う。

なお、被災市町村が策定する復興計画等に基づく取組との整合性については十分配慮し、当該市町村との連携を図り、その復興が着実に達成されるように取組を進める。

《計画の構成及び期間》



※ 復興への歩みと計画期間との関係については、23ページを参照。

5. 復興の主体

復興に当たっては、県民をはじめ、各分野や地域等の関係団体、企業、NPO、高等教育機関、行政など、地域社会のあらゆる構成主体が連携して「復興の主体」となり、その総力を結集し、地域社会に根ざした復興をなし遂げる。

また、全国、世界各地から寄せられている様々な支援や参画の広がり契機とし、本県における復興への共感に基づく積極的な「つながり」を力に、開かれた復興を実現する。

6. 対象地域

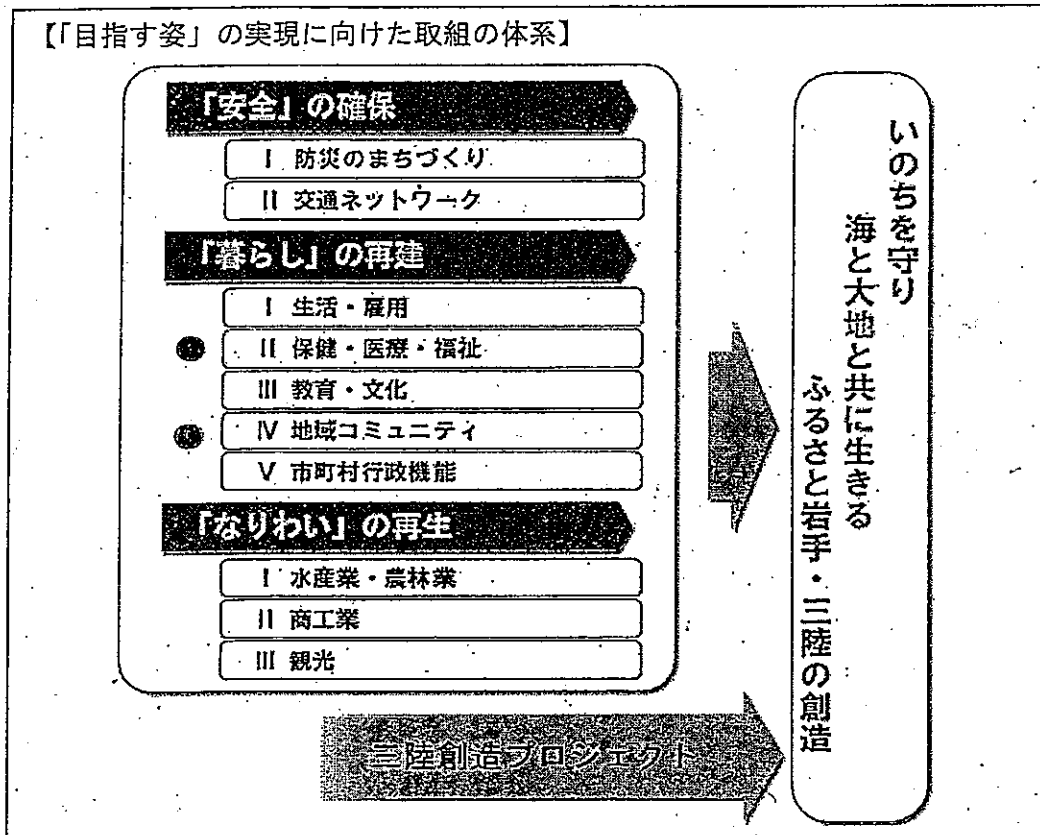
この計画は、特に甚大な被害を受けた沿岸市町村を主な対象としているが、今回の大震災津波によって、内陸地域においても直接的な被害や社会経済的な影響が広く及んでいること、また、復興の達成に向けては、沿岸地域と内陸地域が一体となった取組が必要であることから、内陸地域を含む県内全体を対象地域とする。

7. 計画の見直し

この計画は、社会経済情勢の変化や復興の状況等を踏まえ、必要に応じて、所要の見直しを行うものとする。

1 取組の体系

第2章に掲げた3つの原則のもとに、「防災のまちづくり」、「交通ネットワーク」、「生活・雇用」、「保健・医療・福祉」、「教育・文化」、「地域コミュニティ」、「市町村行政機能」、「水産業・農林業」、「商工業」、「観光」の10分野の取組を位置付け、計画期間における具体的な取組の内容とその考え方を本章で示す。



本章の2では、それぞれの分野の「主な取組内容」を記載する。「主な取組内容」では、その推進期間を「緊急的な取組」（概ね1年以内）、「短期的な取組」（概ね3年以内）、「中期的な取組」（概ね6年以内）として整理し、実施に当たっては、被災市町村の復興と歩調を合わせながら、スピード感を持って効果的・効率的に取組を進めるものとする。

また、これらに加え、中期を超える期間を要する内容を含む取組全体については、「取組項目一覧」として、本章の3にその全体を掲げる。

さらに、10分野の取組とともに、長期的な視点に立ち、分野横断的な取組を「三陸創造プロジェクト」として進めることとし、その内容については、第5章で示す。

「暮らし」の再建

II 保健・医療・福祉

■ 基本的考え方

被災者の心身の健康を守るため、被災した医療機関や社会福祉施設等について早期に機能の回復を図るとともに、きめ細やかな保健活動やこころのケア、保護を必要とする子どもの養育支援などを実施する。

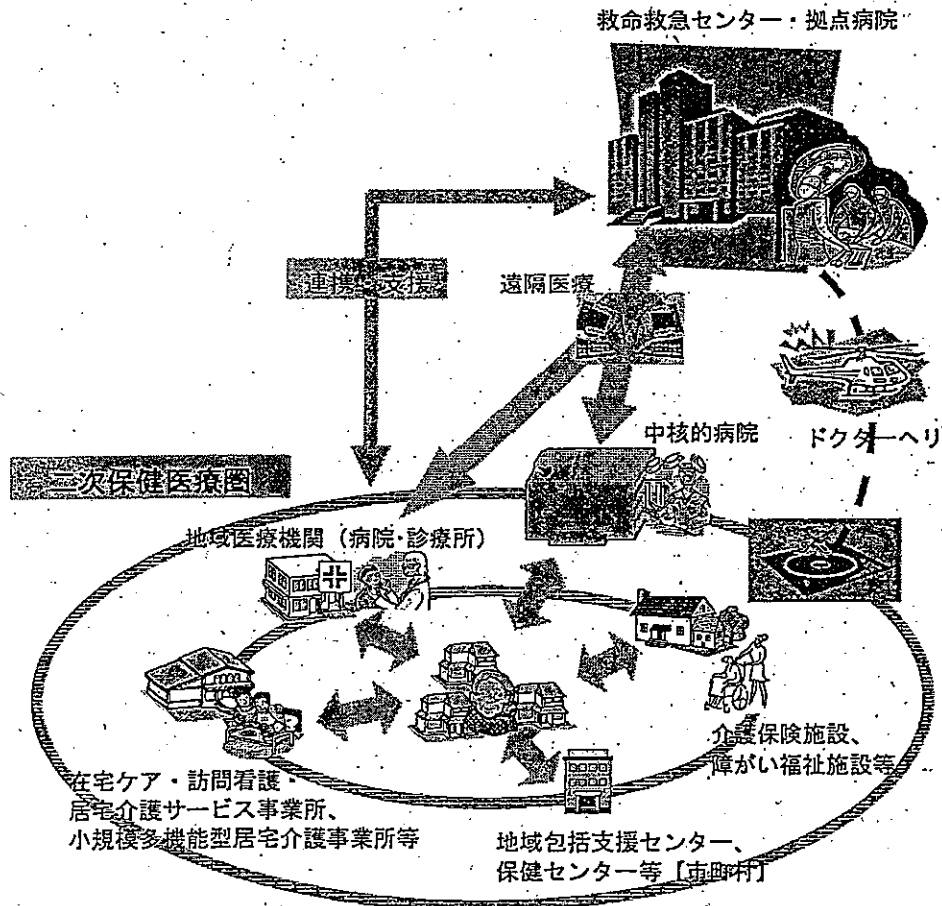
また、新たなまちづくりにおいて質の高い保健・医療・福祉サービスを継続的に提供する保健・医療・福祉提供体制を再構築する。

取組項目① 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備

概要

被災者の心身の健康を守るため、被災した病院や診療所等の医療提供施設及び高齢者・障がい者（児）福祉施設、保育所等の機能の回復を図るとともに、新たなまちづくりにも重なり災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制を整備

◆ 保健・医療・福祉提供体制の整備(イメージ図)



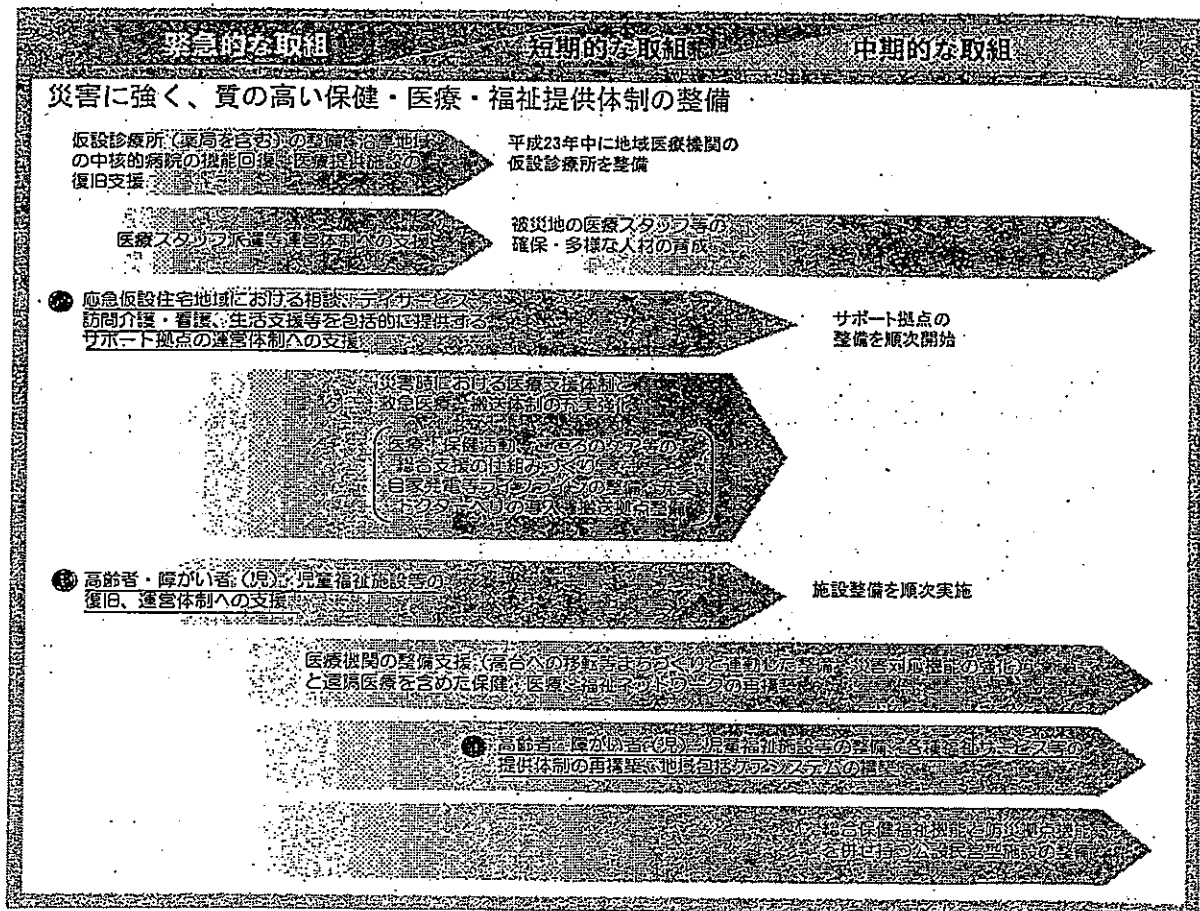
- 緊急的な取組

 - 病院や診療所等の医療提供施設及び高齢者・障がい者（児）福祉施設、保育所等の機能回復を図るため、被災地の被害状況に応じて、サービス拠点の仮設整備、施設の復旧、スタッフ確保等の施設運営体制を支援
- 短期的な取組

 - 災害時の医療救護体制の充実や医療機関のライフラインの確保を推進
 - 被災地における医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士及び介護職員等の保健・医療・福祉従事者の重点的な確保と多様な人材の育成
- 中期的な取組

 - 新たなまちづくりと連動し、人口集積の状況や高齢者等の支援ニーズに対応した保健・医療・福祉施設を整備
 - 地域の保健・医療・福祉の関係機関の機能を最大限に発揮する「遠隔医療」の導入等によるネットワークの再構築
 - 高齢者等の要介護者が地域で安心して生活できる保健・医療・福祉の連携による地域包括ケアシステムの構築
 - 大規模な災害の発生に備え、市町村保健センターや介護保険・障がい福祉施設に防災機能を付加するとともに、総合保健福祉機能と防災拠点機能を併せ持つ公設民営型複合施設を整備

復興への歩み



取組項目② 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援

概要

きめ細かな保健活動とこころのケア活動を推進するとともに、保護を必要とする子どもたちへのきめ細かな支援

▶ 緊急的な取組

- 被災者の状況に応じたきめ細かな保健指導や栄養指導、口腔ケア活動等の取組支援や「こころのケアチーム」による住民等へのこころのケアの実施
- 保育所職員等支援者に対する研修の実施や遊び場の提供等により、被災した子どもの不安解消や情緒の安定化を図るとともに、被災孤児の適切な養育環境を確保

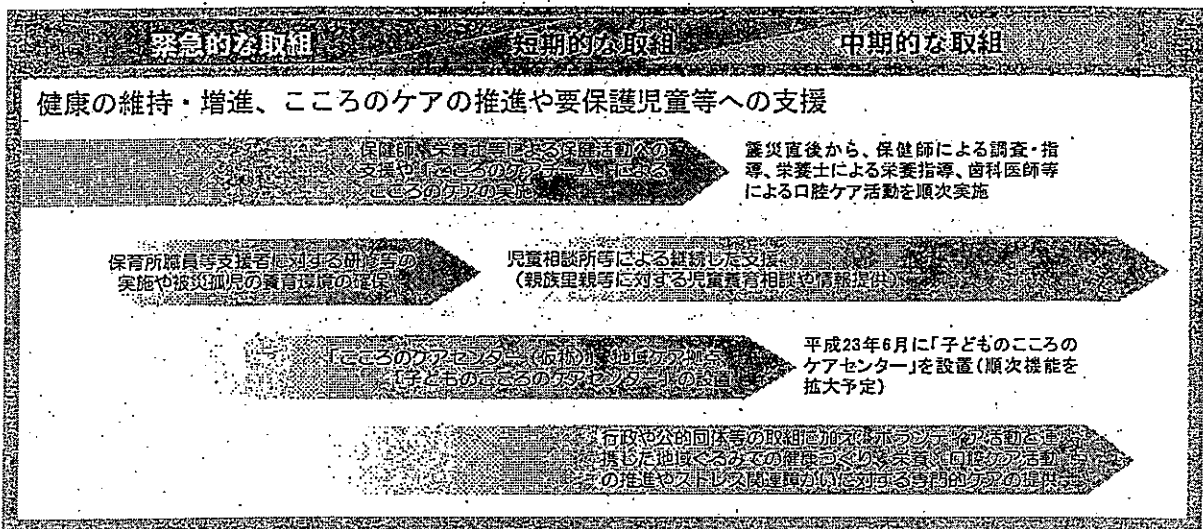
▶ 短期的な取組

- 「こころのケアセンター（仮称）」等の設置や精神医療体制の強化により被災者に対するきめ細かなこころのケアを実施
- 「子どものこころのケアセンター」を設置し、被災した子どもに対するこころのケアや支援者への技術的支援を実施
- 被災孤児・遺児の成長に伴う養育ニーズの変化に対応した、児童相談所等による継続した支援を実施

▶ 中期的な取組

- 行政や公的団体等の取組に加え、地域のボランティア等多様な主体の参画による地域ぐるみでの健康づくり、栄養、口腔ケア活動を推進
- 精神保健医療福祉体制の充実を図り、精神的問題を抱える被災者等への専門的ケアを継続的に実施
- 長期にわたり子どものこころのケアを推進するため、被災児童に対する学校教育と連携した継続的な支援体制を整備
- ひとり親家庭等の生活の安定に向けた自立支援

復興への歩み



「暮らし」の再建

IV 地域コミュニティ

■ 基本的考え方

従前の住民相互のコミュニケーションを維持するとともに、地域の結束力が更に強まるよう、復旧・復興段階に応じた地域コミュニティ活動の環境を整える。

さらに、全ての人々が安心して地域で生活できるよう、高齢者や障がい者を住民相互で支え合う等の「福祉のまちづくり」の観点も取り入れながら、地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組を支援する。

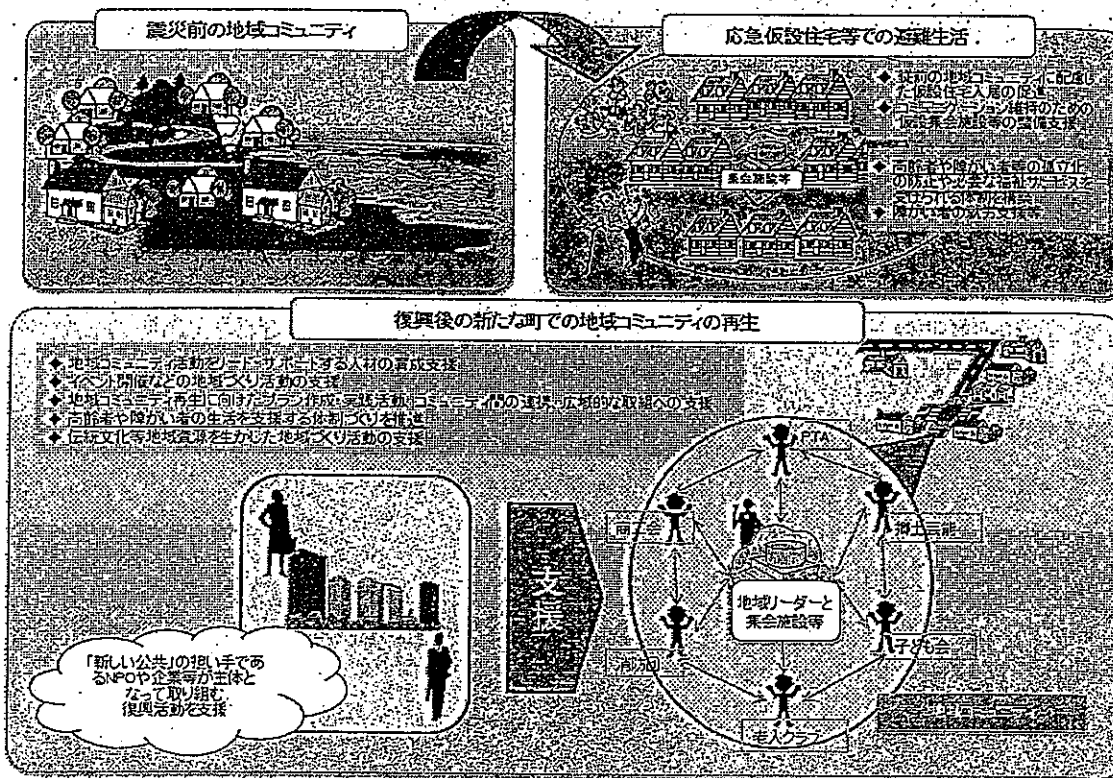
また、被災地域等の住民、NPO、企業など「新しい公共」の担い手が主役となって市町村と協働して進める復興のまちづくりを支援する。

取組項目① 地域コミュニティの再生・活性化

概要

被災地域の自立的復興を促進するための地域コミュニティの再生・活性化を目的とした取組の支援や、福祉コミュニティを推進するための体制づくり、地域の結束力の強化を目的とした防災・文化活動の支援

◆ 地域コミュニティの再生・活性化策



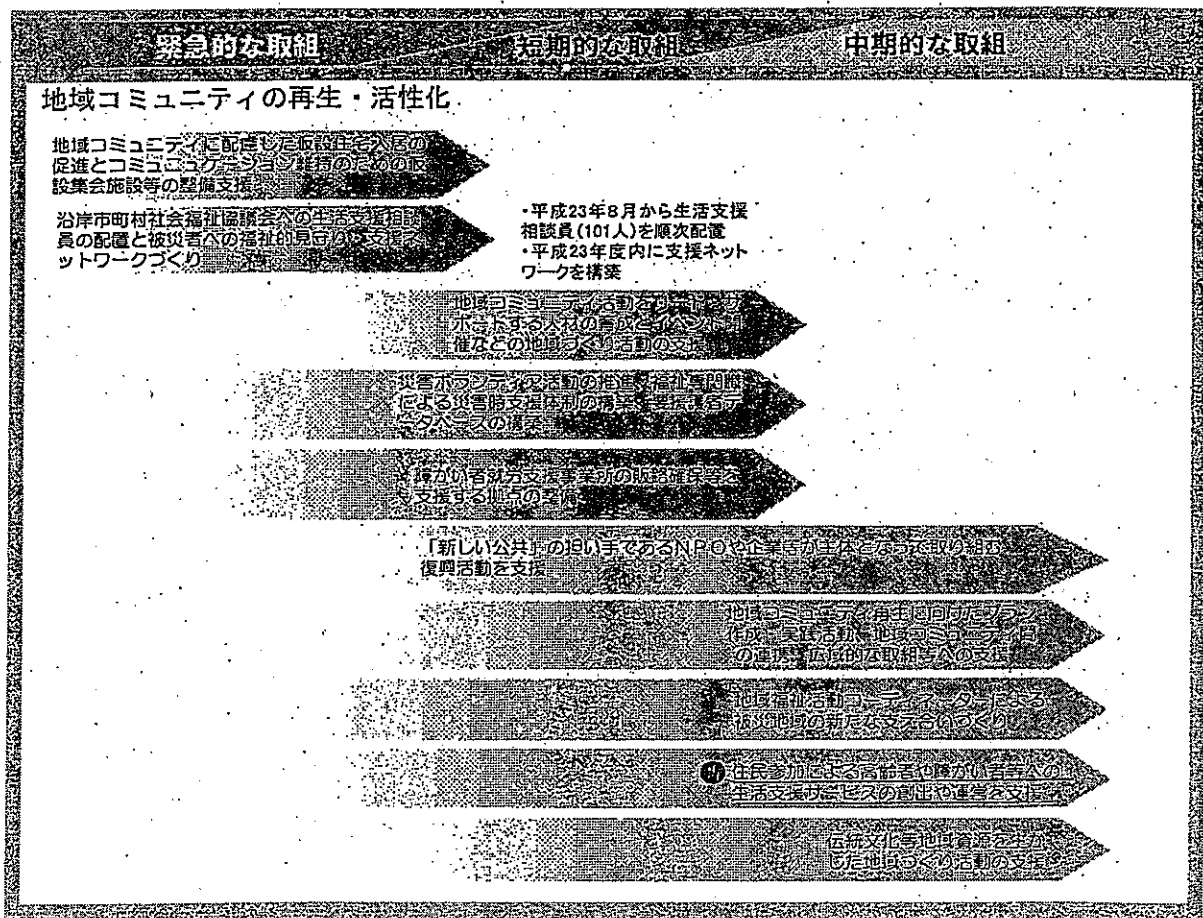
- ▶ 緊急的な取組

 - ・ 地域コミュニティに配慮した仮設住宅入居の促進とコミュニケーション維持のための仮設集会施設等の整備支援
 - ・ 応急仮設住宅等における高齢者や障がい者等の孤立化の防止や必要な福祉サービスを受けられる体制を構築
- ▶ 短期的な取組

 - ・ 地域コミュニティ活動をリード・サポートする人材の育成とイベント開催などの地域づくり活動の支援
 - ・ 「新しい公共」の担い手であるNPOや企業等が主体となって取り組む復興活動を支援
 - ・ 伝統文化等地域資源を活かした地域づくり活動の支援
 - ・ 高齢者や障がい者等の要援護者に対する災害時支援体制づくりの推進
 - ・ 障がい者が地域で生活できる環境づくりを支援するため、障がい者の就労を支援
- ▶ 中期的な取組

 - ・ 地域コミュニティ再生に向けたプラン作成・実践活動、コミュニティ間の連携、広域的な取組等への支援
 - ・ 被災地域の全ての住民が安心して生活できるようにするため、住民等の主体的な参画により地域全体で高齢者や障がい者等の要援護者の生活を支援する体制づくりを推進

復興への歩み





岩手県東日本大震災津波復興計画

復興実施計画 (抜粋)

第1期 (平成23年度～平成25年度)

平成23年8月

岩手県

▼ はじめに

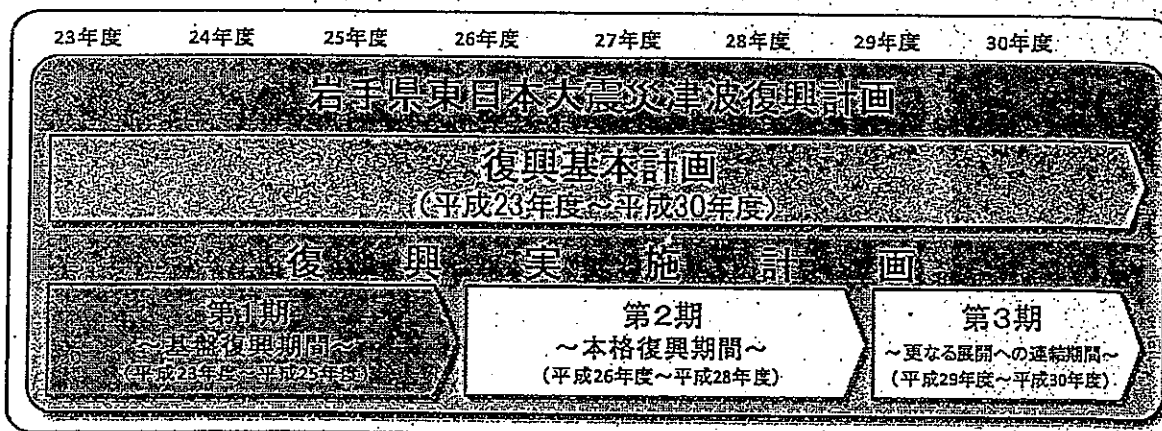
1 策定の趣旨

この実施計画は、岩手県東日本大震災津波復興計画（復興基本計画）に掲げた「いのちを守り海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」の実現に向けて、県が直接実施、あるいは補助、支援する施策、事業等を具体的に示すものである。

なお、掲載している事業等は、計画策定時点で想定したものであり、社会経済情勢の変化や復興の状況等を踏まえ、必要に応じて、所要の見直しを行っていくものである。

2 計画の期間

復興基本計画は、平成23年度（2011年度）から平成30年度（2018年度）までの8年間を全体計画期間としているが、実施計画では、第1期を基盤復興期間として位置付け、その対象期間を平成23年度（2011年度）から平成25年度（2013年度）までの3年間とする。



3 計画の構成等

この実施計画では、復興基本計画に示した「防災のまちづくり」、「交通ネットワーク」、「生活・雇用」、「保健・医療・福祉」、「教育・文化」、「地域コミュニティ」、「市町村行政機能」、「水産業・農林業」、「商工業」、「観光」の10分野の取組ごとに、第1期で実施を予定している事業をとりまとめたものである。

第1期は基盤復興期間であることから、多重防災型のまちづくり、三陸復興道路の整備、災害復興公営住宅等の整備、被災医療確保対策、水産業経営基盤の復旧、中小企業の再生等、復興の土台となる事業を掲載しているほか、第2期（本格復興期間）につながる事業等も掲載している。

実施計画の構成は、復興基本計画における取組の体系ごとに構成事業を整理した「施策体系」、事業名、実施主体、事業概要、実施年度を示した「構成事業の概要と実施年度」、事業一覧に記載した事業のうち特に重要な事業の概要を示した「主要な事業」となっている。

▼ 施策体系

| 10分野 | 取組項目 | 構成事業 |
|----------------|------------------------------|--|
| 「安全」の確保 | | |
| I 防災のまちづくり | 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり | <p>災害廃棄物緊急処理支援事業★ 多重防災型まちづくり推進事業★ 地域経営推進事業★ 東日本大震災社会資本復旧事業 情報通信基盤災害復旧事業 警察官緊急増員事業★ 警察情報管理システム整備事業 警備船さんりく復旧事業 新通信指令システム整備事業 交通安全施設災害復旧事業 広域振興事業 (仮称) 放射性物質総合対策事業 環境放射能水準調査事業 学校施設災害復旧事業 (仮称) 新県立高田高等学校整備事業 (仮称) 県立学校施設防災機能強化事業 警察施設災害復旧事業 運転免許試験場等運営事業 (仮称) 被災市町村行政機能回復支援事業★ 木造住宅総合耐震支援事業 災害に強いライフライン整備事業 (仮称) 災害対応HP改修事業 (仮称) 三陸鉄道復旧整備事業★ (仮称) 避難環境整備費補助事業 (仮称) 地域防災力向上支援事業 港口防波堤等整備事業★ 土砂災害対策施設整備事業 (仮称) 広域防災拠点整備事業★ 防災行政情報通信ネットワーク整備事業 消防救急無線デジタル化事業 (仮称) 津波防災伝承事業 クリーンエネルギー導入支援事業 (仮称) 再生可能エネルギー導入促進事業★ (仮称) 地域防犯活動促進事業</p> |
| II 交通ネットワーク | 災害に強い交通ネットワークの構築 | <p>東日本大震災社会資本復旧事業 災害に強いライフライン整備事業 ひとにやさしいまちづくり推進事業★ 多重防災型まちづくり推進事業★ メモリアル公園等整備事業★</p> |
| III 産業・観光 | 被災地の産業・観光の再生 | <p>東日本大震災社会資本復旧事業 港口防波堤等整備事業★ 三陸復興道路整備事業★ 道の駅防災機能強化推進事業 (仮称) 三陸鉄道復旧整備事業★ 港湾施設機能強化事業</p> |

| 10分野 | 取組項目 | 構成事業 |
|------|------|------|
|------|------|------|

「暮らし」の再建

Ⅰ
生活・雇用

被災者の生活の安定と住居等の再建者への支援

- 被災者一時移送事業
- 被災者台帳システム整備及び運用支援事業★
- 義援金の交付
- 被災者生活再建支援金の支給
- 災害看護資金貸付金
- 多文化共生いわてづくり事業
- 応急仮設住宅整備事業
- 生活再建住宅支援事業
- 総合的被災者相談支援事業★
- 域内交通支援事業
- 震災緊急生活交通確保事業
- 民生委員（児童委員）活動事業
- 災害復興公営住宅等整備事業★
- 応急仮設住宅再生供給事業
- 住宅復興支援事業
- 多量防災型まちづくり推進事業★
- 公営住宅ユニバーサルデザイン整備事業

Ⅱ
保健・医療・福祉

災害に強く暮らすための高い保健・医療・福祉提供体制の整備

- 被災地医療確保対策事業★
- 医療施設耐震化促進事業
- （仮称）医療施設等復旧・復興支援事業
- 地域支え合い体制づくり事業
- 被災地障がい者相談支援事業
- 老人福祉施設等災害復旧事業
- 被災地における介護サービス事業所人材確保事業
- 介護雇用プログラム事業
- 障害者支援施設等災害復旧事業
- 被災地における障がい福祉サービス事業人材確保・育成事業
- 子育てサポートセンター管理運営事業
- 子育て支援事業設備等復旧事業
- 医師確保対策推進事業
- （仮称）地域医療医師支援事業
- 岩手県看護職員修学資金貸付会
- 安心と希望の医療を支える看護職員確保定着推進事業
- （仮称）保健師等人材確保支援事業
- （仮称）いわて災害医療支援ネットワーク事業
- ドクターヘリによる病院間搬送対応施設整備事業
- ドクターヘリ導入促進事業
- （仮称）ドクターヘリ運航事業★
- （仮称）災害拠点病院備蓄等支援事業
- 医薬品等に関する調達体制の検討
- （仮称）災害拠点病院等非常用設備整備事業
- 老人福祉施設等自家発電設備整備事業
- 障害者支援施設等非常用自家発電設備整備事業
- （仮称）遠隔医療設備整備事業
- 老人福祉施設整備事業

| 10分野 | 取組項目 | 構成事業 |
|------------------------|-----------------------------------|---|
| <p>II 保健・医療・福祉</p> | <p>災害に強く、質の高い保健・医療の福祉提供体制の整備</p> | <p>介護サービス施設等整備臨時特例事業 障害者支援施設等整備事業 療育センター管理運営事業 児童福祉施設等災害復旧事業</p> |
| | <p>健康の増進・こころのケアの推進や多保健局長等への支援</p> | <p>被災者健康維持増進事業 被災地口腔ケア推進事業 地域支え合い体制づくり事業 （仮称）市町村保健センター復旧支援 被災地こころのケア対策事業 児童養育支援ネットワーク事業★ 緊急スクールカウンセラー等派遣事業 （仮称）こころのケアセンター等設置運営事業★ （仮称）精神科医療機関業務支援事業 （仮称）子どものこころのケアセンター運営事業 （仮称）こころのケア対策ネットワーク推進事業 （仮称）震災ストレス外来設置支援事業</p> |
| <p>III 教育・文化</p> | <p>きめ細かな学校教育の実践と教育振興の整備と充実</p> | <p>いわて子どものこころのサポート事業★ 緊急スクールカウンセラー等派遣事業 いわての復興教育推進事業★ 学校施設災害復旧事業 高等学校通学バス運行事業 いわて教育情報ネットワーク復旧整備事業 学校再開に向けたガイドライン作成事業 学校再建関連事業 被災地児童生徒就学支援事業 高田高等学校海洋システム科水産教育支援事業 被災地学校等への教職員配置事業 （仮称）いわての学び希望基金奨学金事業 教職員住宅等災害復旧事業 （仮称）新県立高田高等学校整備事業 （仮称）県立学校施設防災機能強化事業 （仮称）被災教職員健康管理支援事業</p> |
| | <p>文化芸術環境の整備や伝統文化の保存と継承</p> | <p>文化財レスキュー事業★ （仮称）地域文化調査保存事業 文化芸術施設等災害復旧事業 青少年芸術普及事業 文化振興基金助成事業 （仮称）文化芸術公演支援事業 （仮称）文化芸術交流支援事業 高校生文化活動支援事業 岩手県中学校文化連盟補助事業 （仮称）文化芸術活動再開支援事業 県内遺跡調査事業</p> |
| | <p>社会教育・生涯学習環境の整備</p> | <p>社会教育施設等災害復旧事業 子どもの読書活動推進事業 家庭の教育力向上に向けた総合的施策推進事業 放課後子ども教室推進事業 教育振興運動推進事業 学校と地域の協働推進事業</p> |
| | <p>スポーツ・レクリエーション振興の整備</p> | <p>スポーツレクリエーション施設災害復旧事業 （仮称）アスレティックトレーナー派遣事業 （仮称）アスレティックトレーナー養成事業 （仮称）スポーツ医・科学データ活用事業 地域スポーツ人材を活用した運動部活動等推進事業 （仮称）被災地生徒大会参加支援事業 生涯スポーツ推進プラン事業 （仮称）スポーツ・レクリエーション活動支援事業 （仮称）海洋型スポーツ・レクリエーション拠点施設整備事業★ （仮称）医・科学サポートセンター整備事業</p> |

| 10分野 | 取組項目 | 構成事業 |
|------------------------|------------------------|--|
| <p>IV 地域コミュニティ</p> | <p>地域コミュニティの再生・活性化</p> | <p>(仮称)被災地地域コミュニティ再生・活性化事業 広域振興事業 地域経営推進費事業 (仮称)新しい公共による地域コミュニティ支援事業★ 生活福祉資金貸付推進事業★ 災害時要援護者支援対策事業 (仮称)福祉専門職ボランティア派遣事業 障がい者就労支援振興センター設置運営事業 NPO協働推進事業 (仮称)公益信託造成事業 保健福祉サービスセンター〔仮称〕の設置支援 民生委員(児童委員)活動事業 地域福祉活動コーディネーター育成事業 (仮称)地域支え合い活動促進事業 ●地域支え合い体制づくり事業 (仮称)障がい者を地域で支える体制づくり事業 障がい者就労スペースの設置に向けた支援</p> |
| <p>V 市町村行政機能</p> | <p>行政機能の回復</p> | <p>(仮称)被災市町村行政機能回復支援事業★ 市町村復旧緊急支援事業</p> |

| 「なりわい」の再生 | | |
|---------------------|-----------------------------|---|
| <p>I 水産・農林</p> | <p>漁業協同組合を核とした水産・漁業の再生</p> | <p>共同利用漁船等復旧支援対策事業★ 水産業経営基盤復旧支援事業★ 漁業協同組合等機能回復支援事業 水産養殖施設災害復旧事業 水産業共同利用施設復旧支援事業★ 採介藻漁業復旧緊急支援事業 さけ、ます生産地震災害復旧支援緊急事業 岩手県水産技術センター施設災害復旧事業 養殖用種苗供給事業 漁場復旧支援事業 漁場復旧対策支援事業 復興支援ファンド設立支援事業★ (仮称)さけ・ます種苗生産施設等復興支援事業 (仮称)アワビ種苗生産施設等復旧支援事業 いわたの漁業復旧支援事業</p> |
| <p>II 水産・農林</p> | <p>産地魚市場を核とした水産・加工体制の構築</p> | <p>水産団体機能回復支援事業 産地魚市場緊急支援事業 裂水保管施設等早期復旧支援事業★ 水産業共同利用施設復旧支援事業★ 水産業経営基盤復旧支援事業★ 水産業共同利用施設災害復旧事業 中小企業被災資産修繕事業 中小企業等復旧・復興支援事業★ 復興支援ファンド設立支援事業★ 中小企業高度化資金貸付金(被災中小企業施設・設備整備支援事業) 中小企業災害復旧資金貸付金 中小企業災害復旧資金保証料補給事業 中小企業経営安定資金貸付金(災害対策) 岩手県制度融資の特例措置 中小企業東日本大震災復興資金貸付金 中小企業東日本大震災復興資金保証料補給事業 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の特例措置 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の償還免除 地域産業活性化企業設備貸与事業の特例措置 地域産業活性化企業設備貸与事業の償還免除 被災工場再建支援事業</p> |

| 10分野 | 取組項目 | 構成事業 |
|--------------------|--|---|
| 水産業・農林業 | 産地・市場を以て流通加工体制の構築 | 企業立地促進資金貸付金 (仮称) 放射性物質総合対策事業 水産加工事業者生産回復支援事業 (仮称) 産地パワーアップ復興支援事業★ 農商工連携・地域資源活用推進事業 いわて農林水産ブランド輸出促進事業 (仮称) いわて食財販路回復・拡大推進事業 いわてフードコミュニケーション推進事業 |
| | 漁港等の整備 | 漁港災害復旧事業★ 漁場復旧対策支援事業 漁業用施設災害復旧事業 県単独漁港災害復旧事業 漁港関係災害関連事業 水産基盤整備事業 海岸保全施設整備事業 |
| | 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現 | 被災農家経営再開支援事業 農地等災害復旧事業 団体営農地等災害復旧事業 小規模農地等災害復旧事業 (仮称) 土地改良区機能回復支援事業 東日本大震災農業生産対策事業 (仮称) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 農業共同利用施設災害復旧事業 卸売市場施設災害復旧事業 海岸保全施設災害復旧事業 復興支援ファンド設立支援事業★ (仮称) 放射性物質総合対策事業 (仮称) 農業復興総合支援事業★ 被災者農業雇用支援事業 いわての農林水産物まるごと展開事業 (仮称) 食の復興推進事業 (仮称) がんばろう岩手食の大商談会！in三陸開催事業 がんばろう！岩手・農村起業復興支援事業 いわて農林水産業6次産業化チャレンジ支援事業 いわて農林水産業6次産業化スタートアップ支援事業 (仮称) 6次産業復興再チャレンジ事業 いわて農林水産業6次産業化推進事業 団体営災害関連事業 (仮称) 農地災害関連区画整理事業★ 中山間地域総合整備事業 団体営畜産経営環境整備事業 (仮称) 畜産経営再生可能エネルギー導入事業 (仮称) 三陸みらい圏畜産地づくり事業★ (仮称) 次世代農業技術開発拠点整備事業 海岸高潮対策事業 (仮称) 住環境再建支援関連農地整備事業 (仮称) 三陸みらい農業担い手応援事業★ |
| 地域の木材を活用する加工体制等の再生 | 木材供給等緊急対策事業 (仮称) 県産木材利用復興住宅促進事業 (仮称) 木質バイオマスモデルタウン推進事業 (仮称) 木材供給等復旧対策事業★ 森林組合機能回復支援事業 保安林強化事業 治山災害復旧事業★ 復興支援ファンド設立支援事業★ 林道災害復旧事業 (仮称) 原木しいたけ生産復旧事業 森林整備事業 治山事業 (災害関連緊急治山) 県単独治山事業 防災林造成事業 | |

| 10分野 | 取組項目 | 構成事業 |
|--------------------|-----------------------------|---|
| <p>II 国内企業</p> | <p>中小企業等への再建支援と復興に向けた取組</p> | <p>復興支援ファンド設立支援事業★ 仮設施設整備事業 広域振興事業 地域経営推進費事業 中小企業高度化資金貸付金（被災中小企業施設・設備整備支援事業） 中小企業災害復旧資金貸付金 中小企業災害復旧資金保証料補給事業 中小企業経営安定資金貸付金（災害対策） 岩手県制度融資の特例措置 中小企業東日本大震災復興資金貸付金 中小企業東日本大震災復興資金保証料補給事業 被災地復興援助成事業 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の特例措置 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の償還免除 地域産業活性化企業設備貸与事業の特例措置 地域産業活性化企業設備貸与事業の償還免除 中小企業被災資産修繕事業 中小企業等復旧・復興支援事業★ 事業協同組合等共同施設復旧事業 被災工場再建支援事業 企業立地促進資金貸付金 商工業小規模事業経営支援事業 国庫経済交流推進事業 物産販路開拓事業 （仮称）放射性物質総合対策事業 特区制度の活用による被災企業等への優遇税制の実施 沿岸地域食品事業者復興支援事業 いわてフードコミュニケーション推進事業 農商工連携・地域資源活用推進事業 （仮称）被災商店街にぎわい支援事業</p> |
| | <p>ものづくり産業の新生</p> | <p>復興支援ファンド設立支援事業★ 仮設施設整備事業 中小企業高度化資金貸付金（被災中小企業施設・設備整備支援事業） 中小企業災害復旧資金貸付金 中小企業災害復旧資金保証料補給事業 中小企業経営安定資金貸付金（災害対策） 岩手県制度融資の特例措置 中小企業東日本大震災復興資金貸付金 中小企業東日本大震災復興資金保証料補給事業 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の特例措置 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の償還免除 地域産業活性化企業設備貸与事業の特例措置 地域産業活性化企業設備貸与事業の償還免除 中小企業被災資産修繕事業 中小企業等復旧・復興支援事業★ 事業協同組合等共同施設復旧事業 被災工場再建支援事業 企業立地促進資金貸付金 （仮称）放射性物質総合対策事業 特区制度の活用による被災企業等への優遇税制の実施 被災ものづくり企業支援サポーターを活用した被災企業支援 自動車関連産業創出推進事業★ 半導体関連産業創出推進事業 いわてものづくり産業人材育成事業 医療機器関連産業創出推進事業 情報関連産業競争力強化事業 戦略的知財活用支援事業 市町村復旧緊急支援事業 企業立地促進奨励事業 人材U・Iターン型企業誘致促進事業 三次元設計開発人材育成事業 ものづくり高度技能者育成支援事業 ものづくり・ソフトウェア融合技術者養成事業 デュアルシステム型被災者等ものづくり技術習得支援事業 （仮称）国際研究開発拠点形成促進事業★ （仮称）海洋エネルギー利用実証拠点形成促進事業 海洋研究拠点復興促進事業 沿岸研究機関等研究支援事業 コハルト合新産業クラスター形成促進・展開支援事業 （仮称）いわて発研究開発シーズ戦略的育成推進事業 科学技術振興推進事業</p> |

| 10分野 | 取組項目 | 構成事業 |
|-------------------|-----------------------------|---|
| <p>III 観光</p> | <p>観光資源の再生と新たな魅力の創造</p> | <p>中小企業高度化資金貸付金（被災中小企業施設・設備整備支援事業） 中小企業災害復旧資金貸付金 中小企業災害復旧資金保証料補給事業 中小企業経営安定資金貸付金（災害対策） 岩手県制度融資の特例措置 中小企業東日本大震災復興資金貸付金 中小企業東日本大震災復興資金保証料補給事業 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の特例措置 小規模企業者等設備導入資金貸付事業の償還免除 地域産業活性化企業設備貸与事業の特例措置 地域産業活性化企業設備貸与事業の償還免除 中小企業被災資産修繕事業 中小企業等復旧・復興支援事業★ 復興支援ファンド設立支援事業★ 特区制度の活用による被災企業等への優遇税制の実施 （仮称）沿岸地域観光産業再生支援事業 いわてデスティネーションキャンペーン推進事業★ （仮称）安全・安心グリーン・ツーリズム展開事業 （仮称）自然公園施設緊急整備事業</p> |
| | <p>地域の動きと連動した全国的な観光客の取組</p> | <p>いわてデスティネーションキャンペーン推進事業★ 国際観光推進事業★ 今こそ岩手へ誘客促進事業 （仮称）放射性物質総合対策事業 東北観光推進事業 北東北三県・北海道ソウル事務所管理運営事業 北東北広域観光推進事業 未知の奥・平泉観光振興事業 いわてへの定住・交流促進事業 いわて情報発信強化事業 財団法人岩手県観光協会育成事業 みちのく岩手観光案内板整備事業 （仮称）みちのくコンベンション等誘致促進事業</p> |



構成事業の概要と実施年度



3つの原則

「暮らし」の再建



10分野

保健・医療・福祉

| 取組項目 | | 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備 | | | | | |
|------------------------------------|--------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 被災地医療確保対策事業 ▼P71 | 県、市町村、民間医療機関 | 仮設診療所（県立病院仮設診療所を含む）と仮設歯科診療所を設置するとともに、自院の修繕・機材の再取得等で再開可能な医療機関の支援により、医療提供体制を確保 | | | | | |
| 医療施設耐震化促進事業 | 県 | 地震により建物が一部損傷した県立釜石病院について、施設の耐震補強工事を実施 | | | | | |
| （仮称）医療施設等復旧・復興支援事業 | 県、市町村、民間医療機関 | 被災した医療施設等（県立病院を含む）の復旧や移転整備を実施 | | | | | |
| 地域支え合い体制づくり事業（仮設介護・福祉サービス拠点づくり事業） | 市町村 | 仮設住宅地域において市町村が行う、高齢者等サポート拠点及びグループホーム型仮設住宅の設置・運営を支援するため、その経費の補助を行うほか、高齢者等サポート拠点運営者の研修を実施 | | | | | |
| 地域支え合い体制づくり事業（（仮称）被災地要介護高齢者生活支援事業） | 県、市町村等 | 被災地の要介護高齢者の介護サービスに係る自己負担軽減を図るため、市町村等が仮設住宅等において行う専門職種等の者による相談・支援等に要する経費の補助や、移動入浴車による入浴支援などを実施 | | | | | |
| 地域支え合い体制づくり事業（（仮称）被災地介護予防支援事業） | 県、市町村等 | 被災地の介護予防の取組を支援するため、専門家委員会によるアセスメントの実施、介護予防に係る各種研修、普及啓発のほか、専門職員の派遣による地域リハ活動支援等を実施 | | | | | |
| 地域支え合い体制づくり事業（（仮称）高齢者ふれあい交流促進事業） | 県、市町村等 | 仮設住宅での生活における高齢者の孤立化防止や介護予防を図るため、高齢者が気軽に参加できる運動教室や交流会活動を支援 | | | | | |
| 地域支え合い体制づくり事業（被災地地域包括ケア支援事業） | 県 | 被災地の地域包括支援センター業務の支援を実施するとともに、巡回相談、認知症対策等の普及啓発等を実施 | | | | | |
| 被災地障がい者相談支援事業 | 社会福祉法人等 | 仮設住宅入居など生活環境の変化により新たに生じるニーズに対応するため、沿岸4障がい保健福祉圏域における相談支援事業所の職員を増員 | | | | | |
| 老人福祉施設等災害復旧事業（設備整備等） | 社会福祉法人等 | 被災地における要介護高齢者の介護サービスを確保するため、被災した介護サービス事業者の事業再開のために必要な訪問・送迎用車両及びパソコン等の購入に要する経費を補助 | | | | | |
| 老人福祉施設等災害復旧事業（施設整備） | 社会福祉法人等 | 市町村、社会福祉法人及び医療法人等が行う被災した老人福祉施設等の復旧整備に要する経費を補助 | | | | | |
| 被災地における介護サービス事業所人材確保事業 | 県 | 被災地等の介護サービス事業者に対して、被災失業者等の新規雇用とOJT（業務を通じた教育訓練）による人材養成を委託し、被災地における要介護高齢者の介護サービスの確保を支援 | | | | | |
| 介護雇用プログラム事業 | 県、市町村 | 被災地等の介護サービス事業者に対して、被災失業者等の新規雇用と介護職員の資格取得による人材養成を委託し、被災地における要介護高齢者の介護サービスの確保を支援 | | | | | |
| 障害者支援施設等災害復旧事業（障害者支援施設等） | 社会福祉法人等 | 被災した障害者支援施設、障がい福祉サービス事業所等の復旧整備に要する経費を補助 | | | | | |

| 事業名 | 実施主体 | 概要 | 実施年度 | | | | | |
|--|-------------------------|---|------|-----|-----|-----|-----|--|
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | |
| 被災地における障がい福祉サービス事業人材確保・育成事業 | 県 | 被災地の障がい福祉サービス事業者に対して、被災失業者等の新規雇用とOJT（業務を通じた教育訓練）による人材養成を委託し、被災地における障がい福祉サービスの確保を支援 | | ▶ | | | | |
| 障害者支援施設等災害復旧事業（児童デイサービス施設） | 市町村 | 早期療育の場を確保するため、児童デイサービス施設の復旧整備に要する経費を補助 | | ▶ | | | | |
| 子育てサポートセンター管理運営事業 | 県 | 被災した地域子育て支援センターに対して、復旧に向けた民間支援の活用や子育て支援事業の立ち上げ等に向けた支援を実施 | | ▶ | | | | |
| 子育て支援事業設備等復旧事業 | 市町村、社会福祉法人 | 被災した地域子育て支援センターに対して、事業再開のための設備整備に要する経費を補助 ・補助先：1市、1村、1社会福祉法人 | | ▶ | | | | |
| 医師確保対策推進事業（岩手県医師修学資金貸付事業、医療局医師奨学生資金貸付事業、市町村医師養成事業） | 県 | 被災した沿岸地域を始めとする県立及び市町村立等の病院に勤務する医師不足の解消を図るため、医学部に入学した学生に対して修学資金を貸付けを実施 ・H23貸付予定者：51人 | | | | | ▶ | |
| （仮称）地域医療医師支援事業 | 県 | 被災した沿岸地域を始め、医師不足が顕著な本県の地域医療に従事する医師の確保・定着を図るため、「地域医療支援センター」を設置し地域医療に従事する医師の支援を実施（沿岸被災地の医師支援を強化） | | | | | ▶ | |
| 岩手県看護職員修学資金貸付金 | 県 | 被災した沿岸地域を始め、県内に勤務する看護職員の確保を図るため、看護職員修学資金（卒業後一定期間県内の特定施設等に勤務すれば返還を免除）の貸付人員を拡大 ・H23貸付人数：136人 | | | | | ▶ | |
| 安心と希望の医療を支える看護職員確保定着推進事業 | 県 | 沿岸地域における看護職員の確保・定着を図るため、①看護職を目指す中・高校生の進学セミナー、②看護学生、未就業看護職、リターン希望者の県内就職ガイダンス、③訪問看護（基礎）研修、を沿岸地域における看護職員の確保に重点をおいて開催 | | | | | ▶ | |
| （仮称）保健師等人材確保支援事業 | 県 | 市町村における保健師及び栄養士の確保の状況を把握しながら、情報提供及び助言等の支援を実施 | | | | | ▶ | |
| （仮称）いわて災害医療支援ネットワーク事業 | 県、岩手医科大学、県医師会等 | 災害や大規模事故等の発生時において、医師等の医療救護チームの効率的な派遣調整を行うなど、被災地の医療提供体制を迅速かつ円滑に確立する保健・医療支援のネットワーク体制を構築 | | | | | ▶ | |
| ドクターヘリによる病院間搬送対応施設整備事業 | 県、岩手医科大学（運航会社） | ドクターヘリ運航のため、県立病院ヘリポート等の整備を実施 | | | | | ▶ | |
| ドクターヘリ導入促進事業 | 県、岩手医科大学 | ドクターヘリ運航のためのルール策定を行うとともに、岩手医大基地ヘリポートの施設整備、医師等の研修、必要設備の整備を実施 | | | | | ▶ | |
| （仮称）ドクターヘリ運航事業 | 民間等（岩手医科大学）、県、市町村（消防本部） | 市町村消防等との密接な連携のもとに、円滑、安全なドクターヘリの運航を実施 | | | | | ▶ | |
| （仮称）災害拠点病院備蓄等支援事業 | 災害拠点病院 | 災害時の医療提供体制を確保するため、災害拠点病院における医薬品・食料品・医療資機材の備蓄と衛星携帯の配備に必要な経費を補助するとともに、関係医療機関等との訓練や情報共有などにより連携体制を強化 | | | | | ▶ | |
| 医薬品等に関する調達体制の検討 | 県、市町村 | 地域防災計画に基づく医薬品、医療用資機材等の調達に係る協定を検証し、災害時の医薬品等の調達体制について検討するとともに、災害時に重要な役割を果たす医療機関の機能維持を確保できるよう、関係機関と連携して実施 | | | | | ▶ | |

| 事業名 | 実施主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
|----------------------|-----------------|--|------|-----|-----|-----|-----|
| | | | 122 | 123 | 124 | 125 | 126 |
| (仮称)災害拠点病院等非常用設備整備事業 | 県、民間医療機関 | 災害時において病院機能を維持するため、災害拠点病院を始めとする病院や人工透析を行う診療所を対象に、自家発電装置や燃料タンク等の非常用設備の整備に要する経費を補助 | | → | | | |
| 老人福祉施設等自家発電設備整備事業 | 社会福祉法人等 | 人工呼吸器、喀痰吸引等の電源確保対策として老人福祉施設等が行う、非常用自家発電設備の整備に要する経費を補助 | | → | | | |
| 障害者支援施設等非常用自家発電機設置事業 | 社会福祉法人等 | 停電により人命に危険を伴う重度障がい児者が入所する障がい福祉施設等が行う、非常用自家発電機の整備に要する経費を補助 ・補助先：1施設 | | → | | | |
| (仮称)遠隔医療設備整備事業 | 県、市町村、民間医療機関 | 医療の地域格差解消等を図るため、通信技術を応用した遠隔医療の実施に必要な設備機器等の整備を支援 | | | → | | |
| 老人福祉施設整備事業 | 市町村、社会福祉法人、医療法人 | 市町村の復興計画や新たなまちづくりと連動した地域包括ケアシステムの核となる老人福祉施設等の整備に要する経費を補助 | | | → | | |
| 介護サービス施設等整備臨時特例事業 | 市町村 | 市町村の復興計画や新たなまちづくりと連動した地域包括ケアシステムの核となる地域密着サービス等の施設整備に要する経費を補助 | | | → | | |
| 障害者支援施設等整備事業 | 社会福祉法人等 | 新しいまちにおいて、地域の障がい福祉サービスの拠点となる障がい福祉施設、障がい福祉サービス事業所等の整備に要する経費を補助 | | | → | | |
| 療育センター管理運営事業 | 県 | 被災地域における障がい児の専門的な相談支援体制を強化するため、療育センター職員が被災地に出向き専門的な助言・指導を実施するとともに、沿岸地域に療育センターのサブセンターを設置(H26予定) | | | → | | |
| 児童福祉施設等災害復旧事業 | 市町村、社会福祉法人 | 被災した保育所、児童館、放課後児童クラブ等の復旧整備に要する経費を補助 | | | → | | |








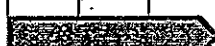


| 取組項目 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援 | | | 実施年度 | | | | |
|------------------------------------|------|---|------|-----|-----|-----|-----|
| 事業名 | 実施主体 | 事業概要 | 122 | 123 | 124 | 125 | 126 |
| 被災者健康維持増進事業 | 県 | 被災地における保健活動、食生活・栄養支援活動を支援するため、内陸部等の被災していない地域から職員(保健師、栄養士)を被災地に派遣 | | → | | | |
| 被災地口腔ケア推進事業 | 県 | 被災地の口腔ケア活動に対応するため、仮設住宅集会所等を活用し、歯科健診、口腔ケア指導等の口腔ケア活動を実施 | | → | | | |
| 地域支え合い体制づくり事業 (被災地健康相談支援事業) | 県 | 被災地の保健活動、食生活・栄養支援活動に対応するため、仮設住宅集会所等を活用し、健康相談、保健指導等を実施 | | | → | | |
| (仮称)市町村保健センター復旧支援 | 県 | 被災した市町村保健センターの復旧に対し、国庫補助事業を導入するに当たっての助言、国との調整等を実施 | | → | | | |
| 被災地こころのケア対策事業 | 県 | 地震や津波により、精神的負担を抱えている被災住民に対し、県内外からの派遣によるこころのケアチームが、避難所の巡回等を行い、被災者と面接し、相談や診察等の活動を実施 (本事業終了後は、(仮称)こころのケアセンター等設置運営事業及び震災ストレス外来設置支援事業により継続実施) | | → | | | |

| | | | 実施年度 | | | | | | |
|----------------------------------|------------|--|------|----|----|----|----|--|--|
| | | | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | | |
| 児童養育支援ネットワーク事業（被災児童対策事業） ▼P73 | 県 | 被災児童等に対し適切な対応が図られるよう、保育所・市町村職員、保護者等への研修や子どもの情緒安定等を目的としたスポーツや学習活動の支援を実施。また、被災孤児の安定した家庭的な生活環境確保に向けた個別訪問、調査実施や弁護士等によるサポート体制の構築を図るとともに、被災孤児・遺児の育成やひとり親家庭の自立に関する個別相談等の対応、親族里親の養育支援を目的とした相談対応や個別訪問等を実施 | | | | | | | |
| 緊急スクールカウンセラー等派遣事業 | 県 | 沿岸幼稚園児の心のケアのため、スクールカウンセラーに準ずる者を配置 | | | | | | | |
| （仮称）こころのケアセンター等設置運営事業 ▼P74 | 県 | 地域においてこころの悩み・こころの健康に関する相談及び診察する拠点を設置するとともに、長期的なケアも見据え「こころのケアセンター（仮称）」や「地域こころのケアセンター（仮称）」を設置し、きめ細かなケアを行う体制を整備 ・地域における相談・診察拠点：7箇所 ・こころのケアセンター（仮称）：1箇所 ・地域こころのケアセンター（仮称）：4箇所 | | | | | | | |
| （仮称）精神科医療機関業務支援事業 | 県、内陸部精神科病院 | 沿岸部の精神科病院の業務を支援するため、津波被害のない内陸部の精神科病院の医師派遣を調整支援 | | | | | | | |
| （仮称）子どものこころのケアセンター運営事業 | 県 | 被災児童の専門的な精神的ケアや保育所職員、市町村職員、保護者等の支援者への技術的支援を行うため、「子どものこころのケアセンター」を設置 | | | | | | | |
| （仮称）こころのケア対策ネットワーク推進事業 | 県 | 相談診察拠点や震災ストレス外来に結びつけるためのこころのケア活動の継続した取組を行うため、かかりつけ医研修、職域研修、被災住民健康講座を開催するとともに、関係機関によるネットワーク会議を開催 | | | | | | | |
| （仮称）震災ストレス外来設置支援事業 | 県 | 被災者が気軽に相談、診察を受けることができるよう、沿岸の地元医療機関に「震災ストレス外来」を設置 | | | | | | | |

3つの原則

10分野

「暮らし」の再建  地域コミュニティ

| 取組項目 | | 地域コミュニティの再生・活性化 | | | | | |
|--|---------------|--|------|---|-----|-----|-----|
| 事業内容 | 実施主体 | 事業概要 | 実施年度 | | | | |
| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| (仮称)被災地地域コミュニティ再生・活性化事業 | 県 | 応急仮設住宅等での住民相互のコミュニケーションの維持や地域コミュニティを継続するための事業を、市町村、関係機関、NPO等と連携しながら実施 | |  | | | |
| 広域振興事業(再掲) | 県 | 震災からの復旧・復興に係る事業で、広域振興局が実施する広域振興圏単位の課題を解決するための先駆的事业を広域振興事業として実施 ・4広域振興圏を対象 ・3～5事業程度/年 | |  | | | |
| 地域経営推進費事業(県事業枠)(再掲) | 県 | 震災からの復旧・復興に係る事業で、広域振興局が実施する産業振興、風評被害等に対応する事業を地域経営推進費事業として実施 ・4広域振興圏を対象 ・200事業程度/年(全県) | |  | | | |
| (仮称)新しい公共による地域コミュニティ支援事業 ・地域コミュニティ復興支援 ▼P79 | 県、市町村 | 被災地のコミュニティ復興に向けた集落や自治会の地域づくり活動やコミュニティ維持のための集会施設の修繕や再整備に対して補助金を交付 ・地域づくり活動支援:約300団体/年 ・集会施設等の修繕・再整備への補助 H24:6施設 H25:6施設 | |  | | | |
| 生活福祉資金貸付推進事業 ▼P80 | 県社会福祉協議会 | 県社会福祉協議会に新たに生活支援相談員を配置し、避難所や仮設住宅、在宅避難者宅を対象に、生活福祉資金の貸付相談や各種相談受付等の実施、民生委員等との連携による要援護者の安否確認や見守り活動を実施。また、県社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの支援業務を実施 | |  | | | |
| (仮称)新しい公共による地域コミュニティ支援事業 ・草の根コミュニティ再生支援 ▼P79 | 県 | 地域コミュニティの活性化を図るため、コミュニティ活動の担い手育成、他地域の活動の事例紹介、地域の課題解決モデル事業を実施 ・コミュニティ活動担い手育成事業 ・他地域活動事例紹介事業 ・地域課題解決モデル事業 | |  | | | |
| 災害時要援護者支援対策事業 | 県、市町村 | 高齢者や障がい者等の災害時要援護者の避難支援を迅速に行うため、市町村における福祉マップ作成支援や要援護者支援者を対象とした研修を実施するとともに、要援護者避難支援計画や災害時に要援護者の安否確認を行うためのデータベースの作成を支援 | |  | | | |
| (仮称)福祉専門職ボランティア派遣事業 | 県社会福祉協議会・職能団体 | 県内職能団体に所属する専門職が、ボランティアとして、災害ボランティアセンター業務の支援を行いながら、被災者のニーズ把握を行い、必要な支援を継続的に実施 | |  | | | |
| 障がい者就労支援振興センター(被災地支援サブセンター)設置運営事業 | 県 | 沿岸地域の就労支援事業所を支援する障がい者就労支援振興センターのサブセンターを設置し、新規事業の開発支援、自主生産製品の販売促進、民間企業の業務受託のマッチング等を実施 | |  | | | |
| (仮称)新しい公共による地域コミュニティ支援事業 ・新しい公共支援 ▼P79 | 県、市町村又は協議体 | 新しい公共の担い手(NPO、企業、行政など)が協働・連携して、復旧・復興に向けた取組に対し補助するとともに、NPO等の活動基盤の整備を行うための事業を実施 ・モデル事業(2ヵ年):13事業(団体) ・NPO等活動基盤支援事業:県内のNPO等への委託 | |  | | | |

| | | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|--------------------------------------|-----------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|
| NPO協働推進事業（情報誌発行事業） | 県 | 県内のNPOやボランティア活動など、県民が行う公益的な活動の活性化、活動支援を目的に、NPO活動事例紹介、イベント紹介等の情報を発信・NPO情報誌の発行 H23：3回/年 H24：4回以上/年 県内全域へ配布 | | | | | |
| （仮称）公益信託造成事業 | 県、民間 | 震災からの復旧・復興に向けた活動を支援するNPO等を対象とした取組に対する仕組みづくりを支援 ・基金積立：H25年度 ・積立金取崩しによる事業展開 | | | | | |
| 保健福祉サービスセンター（仮称）の設置支援 | 市町村 | 被災地における保健センターや地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て支援センター等の整備に関して、連携・一体的な整備による機能の統合、総合的な相談体制の構築に向けた検討、市町村の取組支援 | | | | | |
| 民生委員（児童委員）活動事業 | 県、市町村、民生児童委員協議会 | 居住区域の被災や応急仮設住宅の整備等に対応し、民生委員の地区割りを再編成し、地域福祉活動をより一層促進 | | | | | |
| 地域福祉活動コーディネーター育成事業 | 県、社会福祉協議会 | 地域の生活課題に対応し、その解決に向けて関係団体等とネットワークを築き、具体的なコミュニケーションソーシャルワーク機能を担う地域福祉活動コーディネーターを育成・支援 | | | | | |
| （仮称）地域支え合い活動促進事業 | 市町村、社会福祉協議会、企業等 | 地域で安心して生活できるよう、買い物など日常生活に支援を必要としている住民に対して、地域の支え合いによるきめ細やかなサービスの創出を支援 | | | | | |
| 地域支え合い体制づくり事業（（仮称）高齢者訪問活動事業） | 県 | 高齢者の孤立化・孤独死の防止を図るため、訪問活動（見守り）によるセーフティネットづくりを推進し、併せて高齢者の社会的な活動を促進 | | | | | |
| 地域支え合い体制づくり事業（（仮称）高齢者ふれあい交流促進事業）（再掲） | 県 | 仮設住宅での生活における高齢者の孤立化防止や介護予防を図るため、高齢者が気軽に参加できる運動教室や交流会活動を支援 | | | | | |
| （仮称）障がい者を地域で支える体制づくり事業 | 県、市町村 | 障がい者が地域で安心して暮らしができるように、在宅障がい者に対する見守りや相談等の支援体制の構築を支援 | | | | | |
| 障がい者就労スペースの設置に向けた支援 | 県、市町村、民間事業所等 | 市町村の庁舎や商業施設等の整備に際し、障がい者の就労スペースを設けてもらうよう関係機関に対する働きかけを実施 | | | | | |

